

緊急輸送道路沿道建築物の 耐震化に関する助成について

幹線道路は、大地震発生時に救急救命活動の生命線となり、緊急支援物資の輸送、復旧及び復興の大動脈となるため、主要な幹線道路を緊急輸送道路に指定しています。災害時にこの緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物が地震により倒壊して緊急輸送道路を閉塞することがないように、沿道建築物の耐震化を推進しています。

北区では平成 23 年 3 月より建物所有者の負担を軽減するため、沿道建築物の助成制度を開始いたしました。

なお、助成制度をご利用いただくにはその他の要件もあり、事業の契約前に事前相談、区への申請・承諾が必要になりますのでご注意ください。

次のいずれにも該当する建築物が沿道建築物です。

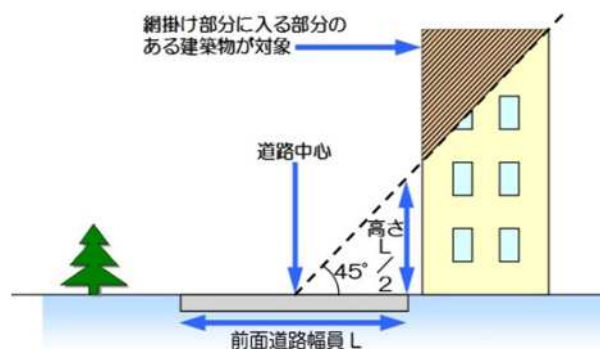
- (1) 敷地が緊急輸送道路に接する建築物
- (2) 昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築の工事に着手したものを除く（旧耐震基準）
- (3) 建築物のそれぞれの部分から緊急輸送道路の境界までの水平距離に、道路幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物（下図参照）

助成内容

	補助率	助成限度額	適用期間
耐震診断	補助対象費用の 5 分の 4	200 万円	令和 12 年度までに事業に着手するもの
補強設計	補助対象費用の 3 分の 2	200 万円	
耐震改修工事	補助対象費用の 3 分の 2	2000 万円から 3000 万円	
耐震建替え工事	補助対象費用（耐震改修工事に要する費用相当分以内）の 3 分の 2	2000 万円から 3000 万円	

※事業が複数年度にわたる場合は、全体設計の承認が必要となります。また、年度ごとの完了報告及び助成金の交付申請となるため、年度ごとの支払いが必要となります。

※委任払いを希望する場合は事前にご相談ください。



図：上記（3）の建築物

【助成金に関すること】

北区都市整備部建築課
構造・耐震化促進係
区役所第一庁舎 7 階 4 番窓口
電話：03-3908-1240

【耐震化の相談・情報提供に関すること】

(財)東京都防災・建築まちづくりセンター
緊急輸送道路沿道耐震化相談窓口
電話：03-5989-1457

緊急輸送道路沿道建築物の助成率と助成限度額

事業の区分	助成対象事業費	助成対象費用 (助成対象事業費かつ下記限度額以内の額)	助成率と助成限度額	
			助成対象費用	助成率と助成限度額
診断事業	診断に要する費用	限度額は、次による。 イ 面積1,000㎡以内の部分は4,580円/㎡以内	214万円以内	助成対象費用の4/5の額
		ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は2,350円/㎡以内	214万円を超え300万円以内	助成対象費用の1/3に100万円を加えた額
		ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,570円/㎡以内 ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等、通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、2,350,000円を限度として加算することができる。	300万円超	200万円
設計事業	改修に係る設計に要する費用	限度額は、次のイからハまでの合計額とする。 イ 面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内	300万円以内	助成対象費用の2/3の額
		ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内	300万円超	200万円
		ハ 面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内		
改修事業・建替え事業	【改修事業】 改修に要する費用 【建替事業】 建替えに要する費用かつ従前床面積に面積単価を乗じた額以内	限度額は57,000円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり570百万円以内（マンションにあっては51,700円/㎡以内かつ1棟当たり517百万円以内）とする。 住宅（マンションを除く。）にあっては39,900円/㎡以内かつ1棟当たり399百万円以内とする。 マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの 住宅：一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。） 建築物：上記以外の建築物	延べ面積5,000㎡未満の建築物	助成対象費用の2/3の額とし、助成限度額は2,000万円とする。
			延べ面積が5,000㎡以上かつ10,000㎡未満の建築物	助成対象費用の2/3の額。ただし、延べ面積5,000㎡を超える部分については1/3の額。助成限度額は2,500万円とする。
			延べ面積10,000㎡以上の建築物	助成対象費用の2/3の額。ただし、延べ面積5,000㎡を超える部分については1/3の額、かつ、延べ面積10,000㎡を超える部分については、助成対象外とする。助成限度額は3,000万円とする。